

(仮称) 新座市大和田三丁目公園整備工事 (設計・施工)

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

新座市北西部の柳瀬川に隣接する(仮称)新座市大和田三丁目公園(以下「(仮称)大和田三丁目公園」という。)は、大和田二・三丁目地区土地区画整理事業で生み出された公園であり、河川空間と一体となって、大和田二・三丁目地区の魅力向上・活性化を目的として、民間活力の導入による公園整備を検討しているところである。

また、大和田ファミリープールの代替施設として、水遊び大型遊具を配置した公園として早急に整備する方針とした。

本事業では、これらを踏まえた公園整備の実施に当たって、限られた事業費を最大限に有効活用し、公園利用者へのサービス向上に資する施設整備を行うため、工事請負候補者の選定に当たって、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された事業提案を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

2. 業務概要

(1) 事業名称

(仮称) 新座市大和田三丁目公園整備工事 (設計・施工)

(2) 業務場所

ア 住所

埼玉県新座市大和田三丁目8番地内

イ 面積

12,364.42㎡

(東エリア:7,482.52㎡、西エリア:4,881.90㎡)

(3) 業務内容

本業務は、事業者からの提案に基づき、(仮称)大和田三丁目公園をデザインビルド方式によって設計及び施工を一括に行うものとする。

詳細は、別紙「(仮称)新座市大和田三丁目公園整備工事(設計・施工)要求水準書(以下「要求水準書」という。)」のとおり。

(4) 工事概要

(仮称)大和田三丁目公園整備工事の設計・施工及び管理業務

(5) 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月14日(金)まで

(6) 総事業費（提案上限額）

715,000,000円以内（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）

（年度別内訳）

令和4年度 33,000,000円

令和5年度 409,200,000円

令和6年度 272,800,000円

(7) プロポーザルの種別

公募型プロポーザル方式

3. 業務の全体スケジュール予定

公募及び全体スケジュール予定は以下のとおり。ただし、都合により変更となる場合がある。

項目	スケジュール
実施要領の公表	令和4年7月4日(月)
質問の受付期間	令和4年7月4日(月)～7月29日(金)
企画提案の受付	令和4年7月4日(月)～8月19日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年8月24日(水)
受注候補者選考結果の公表	令和4年8月31日(水)
仮契約の締結	令和4年9月上旬
契約の締結	令和4年9月(議決後)
施設の設計・施工	令和4年9月下旬～令和7年3月下旬
西エリアプレオープン	令和6年夏
供用開始	令和7年4月1日(予定)

4. 参加資格

参加の要件は、業務の趣旨を理解し、目的を達成するために有効かつ実現性のある提案ができる企業又は複数の企業で構成する企業体（以下「企業体」という。）とする。企業体の場合は、企業体構成員届（第3号様式）により代表企業及び構成員を明確にするとともに、連携してその責務を負うものとし、本市への質疑や書類提出等は代表企業が行うこと。

なお、業務の一部を再委託する場合は、その企業、団体名や役割を明確にすること。

(1) 参加者の全ての構成員が満たすべき条件

- ア 新座市入札参加資格登録業者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく新座市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- エ 告示日から選定までの間において、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁）による入札参加停止措置又は新座市の契約に係る暴力団排除措置要領（平成21年6月1日市長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- オ 次に掲げる項目のいずれかに該当しない者であること。
- （ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （イ） 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
- （ウ） 役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である者
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- ク 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされていない者であること。
- ケ 会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令がなされていない者であること。
- コ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

5. 参加手続

(1) 提出期間

令和4年7月4日(月)から同年8月19日(金)まで（土日祝日を除く。）

※窓口受付時間は土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで、正午～午後1時を除く。

(2) 提出先

提出は、持参又は郵送とする。

【提出先】

〒352-8623 埼玉県新座市野火止 1 - 1 - 1

新座市まちづくり未来部みどりと公園課 TEL048-477-2950（直通）

※持参の場合は、書類の確認を行うため、事前に連絡すること。

※郵送の場合は、提出期間内に必着とする。

(3) 提出書類等

No.	提出書類	様式	備考
1	参加表明書	様式 1	
2	会社概要書	様式 2	
3	企業体構成員届	様式 3	
4	関連業務実績概要書	様式 4	
5	実施体制調書	様式 5	・体制や技術力、専門性の強みや優位性に関する事など。
6	会社概要（パンフレット等）		
7	企画提案書	様式 6	・表紙を作成し、グループ名及び全構成企業を記載すること。
8	提案内容の概要図		・レイアウト、建物間取予定図、完成予想イラストなど ※整備内容全体のコンセプトやイメージが明示されていること。
9	製品の概略寸法、材質等のわかる図面		・想定イメージ図でも可
10	設計及び工事費内訳書		・西エリア及び東エリアで内訳を分けること。
11	計画工程表		
12	配置予定技術者届出書		
13	その他提案施設に関する概要図、仕様に関する資料（提案する場合のみ）		・平面図、立面図、配置図等
14	質問書 （質疑がある場合のみ）	様式 7	・参加資格を満たしている者に限り、質疑がある場合は本質問票にて質問を受付、市ホームページに回答を掲載予定

※ 様式の指定がないものは任意様式とする。

※ 追加書類の提出を求める場合あり。

※ 提案数は 1 グループにつき 1 案に限る。

(4) 提出部数

ア 正本1部、副本2部（副本は正本の写しとする。）

イ 提案書副本電子データ（PDF形式）一式（CD-R等で提出）

※スキャンデータ可、データファイルはまとめて一つにする。

(5) 提出に当たっての留意点（紙媒体）

ア 提出書類は、フラットファイルにまとめ、A4版（図面を除く。）左綴じとする。また、企画提案書は本編10枚以内とする。

イ ファイルの表紙及び背表紙に「（仮称）新座市大和田三丁目公園整備工事（設計・施工）公募申請書類等一式（法人名）」を記載すること。

ウ 原則として、提出書類（様式に別紙があるものは、様式と別紙を分ける。）ごとに両面印刷すること。

エ 提出書類ごとに仕切り紙を挿入し、その仕切り紙に(3)の提出書類のNo.をインデックスで付けること。

6. 審査及び選定方法等

(1) 受注候補者の選定は、提出された提案書類一式及びプレゼンテーション・ヒアリングにより、（仮称）新座市大和田三丁目公園整備工事（設計・施工）受注候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）での審査によって決定する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、審査の手法を変更する場合がある。

(2) 審査は、企画提案者によるプレゼンテーションを基に行う。応募多数（6者以上）の場合は提案書に基づく書類審査（一次審査）により上位5者を選定し、プレゼンテーション（二次審査）を行うこととする。

1 参加者につき、プレゼンテーションの時間は20分以内とし、プレゼンテーション後に質疑応答を10分程度行う。

(3) 審査の評価項目及び配点については別表のとおりとし、提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査、採点する。

(4) 審査の結果、各審査委員の評価点の平均点により順位を決定し、最高得点の提案者を受注候補者とし、第2位を次点候補者とする。

(5) 最高得点のものが同点で2者以上ある場合は、審査項目の「内容」のうち「提案内容」及び「提案価格」の得点が高い提案者を受注候補者とする。それでもなお同点の場合は、見積額の低い者を受注候補者とする。

(6) 参加者が1者の場合でも審査を行い、各審査委員の評価点の平均点が、満点の2分の1以上であれば候補者として決定する。

(7) 次に掲げる事項に該当するときは、選考対象から除外する。

ア 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。

- (ア) プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- (イ) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (ウ) この要領に違反したとき又は著しい逸脱が明らかになったとき。
- (エ) その他不正行為が認められたとき。

イ 提案書類が次のいずれかに該当するとき。

- (ア) 提出方法、提出先、提出期間に適合しないとき。
- (イ) 定められた作成形式又は留意事項に示された要件に適合しないとき。
- (ウ) 提出書類に虚偽の記載が明らかになったとき。
- (エ) 委託費内訳書に記載された額が提案上限額を超過したとき。

7. 選定結果の通知・公表

選定結果については、参加者全員に文書にて通知する。

また、市ホームページにも掲載する。

8. 契約相手方の決定

- (1) 「7. 選定結果の通知・公表」において特定した受注候補者から見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 契約は企画提案書及びプレゼンテーションの内容・価格等に準拠し、正式な仕様書の調整を行った上で締結されるものとする。
- (3) 受注候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴収し随意契約を行うものとする。

9. 留意事項

- (1) 配置予定技術者届出書に記載した配置予定の管理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。
- (2) 追加文書の提出
本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 資料等の目的外使用の禁止
本市が提供する資料は、申請に関する検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第

三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

(4) 費用負担

本プロポーザルの参加に関する費用は、全て企画提案者の負担とする。

(5) 提出された書類等の取扱い・著作権

ア 提出された企画提案書等の書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採択した企画提案書の著作権は市に帰属とする。

イ 本プロポーザルに関する公表・展示及びその他本市が必要と認める場合には、提案者の承諾を得ずに、企画提案書並びに提案内容の概要図等は無償で使用できるものとする。

ウ 提出された書類等は、返却しないものとする。また、差替え及び追加・削除は認めない。

エ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、新座市情報公開条例（平成13年新座市条例第4号）に基づく不開示情報を除き、提出書類を公開する場合がある。

(6) この要領に定めるもののほか、事業者選定に係る必要な事項については選定委員会が別に定める。

(7) 本業務の実施に当たり必要な事項は、契約相手方となる事業者と協議し定める。

10. 問合せ先

〒352-8623 埼玉県新座市野火止1-1-1

新座市まちづくり未来部みどりと公園課

TEL 048-477-2950（直通）

FAX 048-481-0500

E-Mail：kouen@city.niiza.lg.jp

別表【評価項目及び配点】

審査項目	内容	評価のポイント	配点
1 業務体制・実績	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の体制、人数等 ・主たる担当者の経歴等 ・関係機関等との調整等に係るサポート体制があるか。 	5
	類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体における類似業務の実績 ・事業に関するノウハウ等の活用が期待できるか。 	5
2 提案内容	課題整理	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の特性に対する理解度 ・事業実施の背景や目的、対象地の地域特性等を踏まえ、大和田三丁目公園にふさわしい施設整備の提案がなされているか。 	10
	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲環境と調和する意匠・仕様となっているか。 ・公園利用者への十分なサービス機能を有しているか。 ・公園内の賑わい創出にむけた仕様となっているか。 ・魅力のある大型遊具となっているか。 ・管理棟並びに遊具等の配置についての動線、施設利用者の利便性、わかりやすさに配慮しているか。 ・ユニバーサルデザイン、バリアフリー等に配慮した提案となっているか。 ・維持管理・運営時の建物・設備のメンテナンスの容易さへの配慮がされているか。 ・整備後の維持管理・運営のランニングコスト抑制にむけた創意工夫が提案されているか。 	30
	施工計画・工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保や周辺対策等に配慮した施工計画となっているか。 ・品質確保に配慮した施工計画となっているか。 ・設計から工事完了まで全体のスケジュールは適切で実効性のある計画であるか。 ・事業全体の完了期間を短縮する工夫がなされているか。 ・地元事業者を優先発注する計画となっているか。 	20
	提案価格	<ul style="list-style-type: none"> ・設計費・建設費のコストパフォーマンスが優れているか。 ・設計費・建設費の価格の積算根拠が適正に示されているか。 	20
	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の内容を補完したプレゼンテーションとなっているか。 ・積極的に取り組む意欲があるか。 	10

計100点